

徳島市食育推進計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）の規定に基づき、徳島市の食育推進計画を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市食育推進計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、食育推進計画の策定及び食育に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 市民会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等の中から、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、健康福祉部健康長寿課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。